

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に採用され、サービスエンジニアとして機械器具設置の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日、機械の据付作業中にグラインダーを使用して鉄製品を切断、研磨していたところ、耳栓が外れても作業を継続したため、大きな音に曝されて左耳が聞こえなくなった（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し「左急性音響性外傷、後遺症としての難聴、耳鳴」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第10級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件災害による残存障害は、請求人の訴え、医学所見等から、決定書理由に説示のとおり、「左耳の聴力障害及び難聴に伴う耳鳴」であると認められるところ、請求人は、D医師作成の診断書に基づき、更にこれに耳鳴りの障害を併合すれば、請求人の聴力障害は障害等級第10級より上位の等級になる旨主張している。

(2) 請求人の左耳の聴力障害について、同医師のオーディオグラムによる聴力検査は第1回目が平成〇年〇月〇日に行われており、平成〇年〇月〇日の治ゆから約1年3か月後に実施されたものであるのに対し、E病院における同検査は第1回目が平成〇年〇月〇日に行われており、治ゆから約4か月後に実施されていることが確認できる。

残存障害の障害等級の決定については、治ゆ日における障害の状態に基づいて行うこととされていることに鑑みると、E病院における検査結果が治ゆ日における請求人に残存する障害の状態をより正確に反映しているものと思料されることから、当審査会としては、障害等級の検討に当たっては、E病院での聴力検査の結果に基づいて行うことが妥当であると判断する。

そうすると、請求人に残存する左耳の聴力障害の程度は、決定書理由に説示のとおり、引用する聴力障害に係る認定基準（以下「認定基準」という。）によれば、2回目と3回目の測定値の平均値により認定することとされているところ、E病院における検査結果によると、請求人の左耳の平均純音聴力レベル

は 88.35 dB であり、同数値は、1 耳の平均純音聴力レベルが 80 dB 以上 90 dB 未満であることから、当審査会としても、請求人に残存する聴力障害は、第 10 級の 4 「1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの」に該当するものであると判断する。

なお、請求人は、語音明瞭度の測定結果を考慮すべき旨主張するが、認定基準の要件に基づけば、決定書理由に説示のとおり、当該測定結果によって、上記請求人に残存する聴力障害の障害等級が左右されるものではない。

(3) 耳鳴りの障害については、認定基準によれば、障害等級に該当する聴力障害がある場合に耳鳴りが生じていると評価できるものについては、上位の等級をもって障害等級を決定することとされているところであり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人に残存する障害は、聴力障害の第 10 級の 4 と判断されるものと思料する。

(4) なお、請求人の主張及び審査資料を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第 10 級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害等級第 10 級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。